

独立行政法人情報処理推進機構 令和6年度計画

独立行政法人
情報処理推進機構

(令和6年12月24日変更)

(令和7年 2月 7日変更)

目次

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置.....	3
1. Society5. 0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進.....	3
2. デジタルトランスフォーメーション(DX)を担うデジタル人材の育成推進.....	7
3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保.....	9
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置.....	15
1. 機動的・効率的な組織・業務の運営及び人材確保等.....	15
2. 業務経費等の効率化.....	17
3. 調達の効率化・合理化.....	17
4. IPA-DXの推進等を通じた業務運営の効率化.....	17
III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置.....	19
1. 運営費交付金の適切な執行管理.....	19
2. 自己収入の拡大.....	19
3. 試験勘定の採算性の確保.....	19
4. 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター).....	19
5. 金融業務(債務保証管理業務)の適切な管理.....	20
IV. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画.....	20
1. 予算(別紙参照).....	20
2. 収支計画(別紙参照).....	20
3. 資金計画(別紙参照).....	20
V. 短期借入金の限度額.....	20
VI. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画.....	20
VII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画.....	21
VIII. 剰余金の使途.....	21
IX. その他業務運営に関する重要事項.....	21
1. Society5. 0の実現に向けた、デジタルエコシステムの創出.....	21
2. 内部統制の充実・強化.....	21
3. 機構における情報管理及び情報セキュリティの確保.....	22
4. 戦略的な調査・広報の推進.....	22
5. 人材の確保・育成に係る方針.....	23
X. その他主務省令で定める業務運営に関する事項.....	23

1. 施設及び設備に関する計画	23
2. 人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	23
3. 中期目標期間を超える債務負担	23
4. 積立金の処分に関する事項	23
別 紙	24
別紙1 予算	24
別紙2 収支計画	29
別紙3 資金計画	34

独立行政法人情報処理推進機構令和6年度計画

独立行政法人通則法第31条第1項に基づき、独立行政法人情報処理推進機構(以下、「機構」という。)の令和6年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. Society5. 0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進

【令和6年度における重要な取組】

- ① 我が国の社会課題の解決や産業競争力を高めるため、政府や産業界からの要請・ニーズやこれまでの活動の成果を踏まえ、設計したアーキテクチャの社会実装に係る支援として、「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づくアーリーハーベスト、サプライチェーンにおけるデータ連携の蓄電池に次ぐ領域の検討に重点的に取り組む。

また、経済産業省と連携して、ウラノス・エコシステムを活動の中核に位置付け、海外データスペース等との相互接続を含むグローバル戦略の強化を検討する。

さらに、効果的なアーキテクチャ設計や高度人材の育成を目的として、専門性の高い外部機関との連携を通じ、引き続きアーキテクチャ設計に関する方法論の確立や設計・社会実装支援の場を提供する。

- ② 政府のAI戦略やデータ戦略の方針を踏まえ、引き続きデータの整備、流通、利活用に関する基盤の整備、ソフトウェアエンジニアリングの高度化を行うとともに、特にAI利活用や安全性確保の取組を強化する。

また、政府のDX推進方針を踏まえ、DXの普及啓発を実施する。そして、デジタルの「2025年の崖」の先の中長期戦略を経済産業省とともに策定・推進する。

さらに、「スタートアップ育成5カ年計画」の方針及び目標の達成のため、引き続き未踏事業の育成規模の拡大及び応募者増に向けた取組を行うとともに、特に二期制の導入に向けた検討を加速する。

(1)ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進

- ① 人流・物流に関する5領域における社会実装に向けた成果物としてのアーキテクチャ記述、技術仕様等の整備及びその社会実装を促進するための基盤整備及び普及活動を実施する。

a. 自律移動ロボット関連

「デジタルライフライン全国総合整備計画」の検討に資する自動運転、ドローン、インフラのデジタルツイン等に関する仕様の策定等を含むアーキテクチャ設計を実施する。

b. 空間情報関連

「デジタルライフライン全国総合整備計画」のアーキテクチャ設計も考慮した空間情報基盤に関するアーキテクチャについて検討するとともに、オープンソースソフトウェア(OSS)等について着実に運用する。

c. サプライチェーン関連

国内外における規制対応やそれらに関する効率的な情報共有等を目的とした、蓄電池に次ぐ領域におけるプラットフォームに係るアーキテクチャ設計を支援するとともに、蓄電池トレーサビリティの社会実装、国際連携を引き続き後押しする。

d. 契約・決済関連

データ標準化の基本ルールである政府相互運用性フレームワーク(GIF)及び金融分野における実装データモデルについて、諸外国の動向を踏まえた検討及び普及を進める。

e. スマートビル関連

スマートビルに関するアーキテクチャ設計を行うとともに、社会実装を実現するコンソーシアムの実現を目指した検討会の運営等を実施する。

- ② 組織、人材及びシステムのエコシステム形成を促進するため、場や方法論等の提供を通じ、コミュニティ等による検討の推進を支援する。また、海外データスペース等との相互運用性確保、技術仕様、OSS等の情報発信等に取り組む。また、経済産業省と連携し、公益デジタルプラットフォーム事業者認定制度に係る体制構築及び同制度の運用を実施する。
- ③ 社会・産業システムに係るアーキテクチャ設計の取組を加速・高度化し、産学官におけるネットワーク構築によりその取組の効用を高めていくため、外部機関等とも連携しつつ、各領域に共通して求められる安全性・信頼性設計の観点、関連法規及びガバナンス等の観点並びにアーキテクティング手法の観点からの調査研究を通じ、高度アーキテクチャ設計人材の輩出とアーキテクチャ設計ツールの開発の在り方を含めたアーキテクティング方法論の深化を図るとともに、これらの取組への適用及びフィードバックを行う。
- ④ 重要情報を扱うシステムの構築・調達・運用時に、自律性と利便性を両立したシステム要求仕様を策定できるよう支援するためのガイドの普及、改訂等を行う。
- ⑤ 共通プラットフォームとしての水道情報活用システムの利用を促進するため、ガイドブックや事例集等を用いて普及展開を行うとともに、参画企業を増やすための取組として技術的観点からの企画、助言等を行う。
- ⑥ デジタル社会の基盤となるソフトウェアを効率的かつ品質良く構築するための開発手法を抜本的に改革し、OSSの活用を促進する。
- ⑦ 我が国の基幹産業を支えるソフトウェア産業・技術動向等を調査する。
- ⑧ データスペースの推進に向けた取組としてプラットフォームの構築等を行うとともに、ガイドの作成・普及を実施する。また、データ標準のための語彙体系の改修を進め、機構が保有するデジタルコンテンツの蓄積及び永続的管理のためのコンテンツの知識化を実現する。

(2) 突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供

(2-1) 突出した人材の発掘・育成と社会価値創出の促進

- ① ソフトウェア関連分野においてイノベーションを創出することのできる独創的なアイデアや技術を有する優れた個人を、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャのもとに発掘・育成を行う「未踏IT人材発掘・育成事業」を実施する。
- ② 革新的なアイデア等を有する人材が、自らのアイデアや技術力を最大限に活かし、ビジネスや社会課題の解決につなげていけるよう、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャ等による指導・助言が行われる「未踏アドバンス事業」を実施する。
- ③ 次世代ITを活用する先進分野において、基礎技術や領域横断的技術革新に取り組む優れた人材が自らのアイデアや技術力を最大限に活かし、将来の経済発展への貢献につなげていけるよう、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャ等による指導・助言が行われる「未踏ターゲット事業」を実施する。

- ④ 未踏事業の育成規模の拡大及び応募者増に向け、今後のプロモーション活動の施策や戦略的な広報体制の構築を検討、実施する。また、規模拡大に向けた体制強化等を検討、実施する。
- ⑤ 未踏事業の目的が損なわれない自己収入策を検討する。

(2-2) 突出した人材の人的ネットワーク活性化促進

外部団体と連携し、または独自に取り組み、未踏関係事業成果等のウェブ公開、イベント等を通じて産業界への発信を強化するとともに、社会価値創出に向けた交流の場を提供する。また、各地域で活躍する未踏事業修了生等に活躍の機会増加及び連携が出来るよう施策を検討、実施する。

(3) 企業におけるデジタル経営改革の推進

- ① DX認定制度について、審査業務のほか、申請受付や問合せ対応等の制度運営に係る事務においても、システムの運用等を含め、着実に実施するとともに、認定件数の拡大に対応できる審査の枠組みについて、改善の取組を行う。
- ② DX銘柄の選定に係る事務を実施するほか、発表会の運営等を行う。
- ③ DX推進指標の運用を行い、同指標に基づく自己診断結果のベンチマーク分析を実施し、提供する。併せて、他の施策との連携のほか、先行企業の事例公開等による普及活動を実施する。

(4) 地域コミュニティ支援による全国大のDX推進

- ① 日本全国に亘ってサイバーセキュリティを確保した上でDXを面として実現していくため、「地域DX推進ラボ・地方版IoT推進ラボ」のネットワークも活かしながら、人材育成の視点も加え、地域横断での共通課題に対する協働等を促進するための方策を検討し、必要な支援を実施していく。
- ② 各地域における「地域DX推進ラボ・地方版IoT推進ラボ」等のコミュニティや中核組織に対し、政府や機構が推進するDXやデジタル人材育成、サイバーセキュリティ等の情報の一体的提供や、機構事業に対する参加呼びかけを行うとともに、各地域の共通課題等に係る情報収集を行う。

(5) AIセーフティ、デジタル分野の標準策定等に係る新たな取組

- ① AIセーフティ・インスティテュート事務局の体制を整備するとともに、信頼できるAIの開発、提供、利用を推進していくため、安全性確保に係る調査及び基準の作成、AIの利活用を促進するための情報収集、コンテンツの作成等を検討、実施する。
- ② 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」(令和6年3月5日閣議決定)が成立した場合に備え、デジタル分野に係る標準策定機能の追加、機構の執務環境や人員体制の向上などを検討する。

【令和6年度の評価指標】

- ① Society5. 0の実現に向けた、5以上の領域におけるアーキテクチャの設計と、ソフトウェア技術を含むデジタル基盤に関する新規のサービスの提供の開始【基幹目標】
5以上の領域におけるアーキテクチャ設計を実施し、令和5年度からの累計で40点の水準を達成する。

② 未踏事業修了生の成果【基幹目標】

未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出やアウトリーチ活動を、新技術の創出数(知的財産権に関する出願・登録数や企業等との共同研究・開発テーマ設定数)、起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数などで総合的に捉え、合わせて22件以上とする。

③ 企業におけるデジタル経営改革の推進

DX推進指標による自己診断実施組織数(大企業に限る)について、令和6年度中に220組織以上増加させる。

2. デジタルトランスフォーメーション(DX)を担うデジタル人材の育成推進

【令和6年度における重要な取組】

我が国の「人材育成・DX推進エコシステム」の実現に向けて改革チームを立ち上げ、調査・分析に基づく施策立案を行うとともに、デジタルスキル標準(DSS)の見直し、「マナビDX」の刷新、情報処理技術者試験の運営改善、デジタル人材関連施策の普及・広報活動を改革施策につなげ、「人材育成・DX推進プラットフォーム」の構築に着手する。

(1) デジタルスキル標準の整備・情報発信

- ① 企業・組織及びデジタル人材の変革に向けて、「人材育成・DX推進エコシステム」の在り方及びデジタル人材に関する調査分析を行う。また、従来のIT企業／事業会社、IT部門／DX推進部門といった枠組みを超えて、共通テーマ(デジタル人材の定義、育成プログラム、実践の場、DX推進策等)を議論し共有する場として各種コミュニティを企画し、施策案の検討、実施事例の共有、関係団体と連携した普及・促進活動を行う。
- ② DSSについて、各領域の専門的知見を有する有識者及び関連団体と連携し、生成AI等を踏まえた改訂、周知・普及活動によるリスクリングの促進等を実施し、継続的な見直しプロセスを構築していく。また、引き続き“学び直し”の指針であるITSS+について、各領域の専門的知見を有する有識者及び関連団体と連携し、適宜改訂を含む対応及び周知・普及活動を行う。
- ③ 経済産業省が行う「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」(通称:「Reスキル講座」)の拡充に向けた施策の企画及び運用に対する支援を行う。

(2) デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト「マナビDX」を通じたデジタル人材育成推進

「マナビDX」の運営を着実に実施し、デジタル人材・組織プラットフォームとしての「シン・マナビDX」を構築するとともに、「人材育成・DX推進プラットフォーム」に向けての必要な機能拡充を検討する。また、DSSや情報処理技術者試験と連携した教育コンテンツなどの充実化を図るほか、関係省庁や関係機関等と連携した普及・促進活動を行う。さらに、「マナビDX」においてスキル標準の紐づけ等に係る講座の審査を行う。

(3) 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進

(3-1) 情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の実施等

- ① 令和6年度情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験として春期試験(4月)、秋期試験(10月)並びにCBT方式によるiパス(ITパスポート試験(随時))、基本情報技術者試験及び情報セキュリティマネジメント試験(随時)について、着実に実施する。その際、デジタル化の進展やITをとりまく環境変化、技術の高度化、デジタル社会で広く求められるITリテラシーなどを踏まえて、試験問題を作成する。また、試験WG等の議論を踏まえ、情報処理技術者試験の制度や運営方法の抜本的な見直し方針を策定する。
- ② 産業界・教育界(大学、高等専門学校、高等学校など)等に対する試験の周知を図るなど、応募者数増加に資する取組等によって収益の維持・改善に努め、同試験の持続的な運営を行う。

(3-2) 国家資格「情報処理安全確保支援士」制度の着実な運営及び活用促進

- ① 情報処理安全確保支援士に係る登録申請の受付・審査、登録簿への登録、登録情報の公開、及び登録資格の更新を行うとともに、情報セキュリティの最新動向や効果的なカリキュラム・研修手法を反映した教材を用いた情報処理安全確保支援士向けの講習、及び同等以上の効果を有すると認められる講習（特定講習）に関する業務を行い、制度の着実な運営に継続して努める。
- ② 登録者数の更なる増加及び企業等における制度活用促進に向け、一般社団法人情報処理安全確保支援士会等の関連団体との協働によるセミナー開催やポータルサイトでの情報発信等の普及活動を行うとともに、情報処理安全確保支援士に対しては、一斉メールの配信、ポータルサイトによる情報公開等、ニーズに合った情報発信を継続して行う。

（３－３）情報処理技術者試験のアジア展開

情報処理技術者試験のアジア各国試験との同等性に関する相互認証及びその相互認証に基づくアジア共通統一試験（ITPEC試験）については、国際的にデジタル人材の拡充策の重要性が増す中、出題構成等の変更に対応しながら、着実に試験を実施する。また、ITPEC試験運用システムの更新について、各国での移行まで含めて完了させる。

【令和6年度の評価指標】

① デジタルスキル標準及びITスキル標準等の浸透

DSSの各領域の専門的知見を有する有識者及び関連団体と連携し、生成AI等を踏まえた改訂、周知・普及活動によるリスキリングの促進等を実施し、DSS及びITスキル標準等の情報アクセス数について、令和元年度から令和3年度の平均アクセス数の1.2倍（261,438件）を達成する。

② リスキリング支援機能等の強化【基幹目標】

「マナビDX」の運営を着実に実施するとともに、価値提供機能を継続的に強化、拡充することで、リスキリングを中心としたデジタル人材育成の拡大を図り、「マナビDX」のアクセス数について、30万件以上を達成する。

③ 情報処理技術者試験制度の活用

令和6年度情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験の応募者数について、デジタル化の進展やITをとりまく環境変化、技術の高度化、デジタル社会で広く求められるITリテラシーなどを踏まえた試験問題を作成するとともに、産業界・教育界（大学、高等専門学校、高等学校など）等に対する戦略的な広報等を検討し、応募者数544,090人以上を達成する。

3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保

【令和6年度における重要な取組】

- ① 我が国の国民、産業界及び政府機関等のニーズに即応できるよう、令和6年度においては、サイバー状況把握及び事案対処能力の強化、設計段階から脆弱性を低減させるためのセキュリティバイデザイン実現のためのセキュリティ・アーキテクチャの強化、及び「誰も取り残さないサイバーセキュリティ」の実現を目指し一般ユーザ・中小企業への対策支援の強化を行う。
- ② 実践的な演習を提供することで社会インフラ・産業基盤におけるサイバーセキュリティ人材の育成を行い、海外機関との連携強化を図るとともに、特に、高圧ガス保安法等に基づくインシデントの原因究明調査の体制整備、教育等を行い、経済産業省の要請に基づく調査に対応する。

(1) 国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献

(1-1) 我が国の安全に重大な影響を及ぼす脅威への対応

- ① 深刻化かつ増大する標的型攻撃や新種のマルウェア等による重大な影響を及ぼし得るサイバー攻撃の情報や予兆を収集集約・分析し、サイバー攻撃の脅威や傾向、それをとりまく情勢を総合的に評価し、政府関係機関や関係主体への情報共有を強化・拡大するとともに、被害の未然防止のための措置や高度な対策等の提案、さらには、被害発生時における初動対応措置や対応策検討の的確な支援を行う。
 - a. 国家支援型の標的型サイバー攻撃被害組織等に対するサイバーレスキュー活動を実施するとともに、脅威情報の提供等を通じて、積極的な被害予防活動を実施する。
 - b. サイバー情報共有イニシアティブ（J-CSIP）の運用を着実に継続し、より有効な活動に発展させるよう、分析能力の強化、共有情報の充実等を図る。また、J-CSIP参加関係主体と政府関係機関の間の橋渡し役として、我が国の安全に重大な影響を及ぼす脅威に関する情報共有を強化する。
 - c. 機構が有する情報収集の枠組みを有効に活用し、国内外の情報収集源を拡大するとともに、得られたサイバー脅威情報を集約、トリアージ、分析評価の体制を強化し、サイバー状況把握力の強化を図るとともに、政府関係機関等との情報共有に努める。
 - d. サイバー状況把握に資するサイバー空間上の直接的、間接的、副次的脅威情報を収集分析し、対処支援に資するとともに、機構が有する情報共有枠組や発信媒体を通じて、脅威評価を広く共有・発信する。
- ② 国民一般及び関係主体からの相談・問合せに対応するための相談窓口のサービス機能を強化するとともに、関係機関や関係主体との連携強化を通じて、マルウェアや不正アクセス等の情報収集源を拡大し、前述の分析評価、情報共有や対策等に資する。
 - a. 経済産業省の告示に基づき、コンピュータウイルス及び不正アクセス被害の届出受付を行いつつ、届出状況を公表する。また、公開被害情報等を起点とした被害組織からの情報収集力を強化し、届出の質及び量の向上に努める。
 - b. 「情報セキュリティ安心相談窓口」を引き続き運営するとともに、さらに広く国民一般に対するサービス及びサポートする体制を強化する。
 - c. 中小企業に対する相談対応等、サービス及びサポートする体制を強化する。
 - d. 外部組織との連携の活性化や情報収集チャネル拡大等により、相談対応品質及び問題解決能力の向上、相談対応機会の拡大を図る。対策情報など有用な情報は各所と共有し、国全体として相談対応品質

及び問題解決能力の向上を図る。

- e. 相談対応や各所との情報共有で得られた脅威情報や被害状況の収集及び分析に努め、政府関係機関と共有する。また、手口の検証を実施し、対策ノウハウの蓄積に努めるとともに、国民等への情報提供を行う。

(1-2)経済安全保障上の重要分野(重要インフラ、戦略産業、重要サプライチェーン)のサイバーレジリエンス向上支援

- ① 高圧ガス保安法等に基づく保安に係るインシデントの原因究明調査について、引き続き体制(人員、教育等)を構築するとともに、経済産業省の要請に基づいて実施する。
- ② 制御システムの安全性・信頼性検証事業
 - a. 関係府省等の要請に応じて、原因究明調査を実施する。
 - b. 経済産業省が進めている「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」の策定・普及活動に協力し、必要に応じて改訂等に向けた検討を行う。
- ③ 我が国の社会インフラ・産業基盤に係る制御システムの安全性・信頼性に関するリスク評価手法の浸透を図る。
 - a. 制御システムのセキュリティについて、標準化動向、業界動向等に関する情報を調査するとともに、「制御システムのセキュリティリスク分析ガイド」の実践研修開催等による普及活動を実施する。
 - b. 重要インフラ、戦略産業に係る制御システムのリスク分析等を通じて抽出したノウハウを文書化し、当該各業界で共有可能な個別業界向けリスク分析ガイドを作成する。
 - c. 経済産業省や重要インフラ、戦略産業を所管する省庁と協議の上、重要インフラ、戦略産業に係る制御システムの安全性・信頼性に関するリスク分析支援を行う。
- ④ 重要サプライチェーン(サイバー攻撃によって国及び国民の安全安心や経済社会活動に重大な影響を及ぼす恐れのあるサプライチェーン)を担う中小企業のサイバーセキュリティ対策強化に向け、ガイドライン、自己宣言制度、サイバーセキュリティお助け隊サービス制度等の活用支援を重点的に強化する。
 - a. 重要サプライチェーンについて、業界団体や関係省庁等と連携して、中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン、SECURITY ACTION制度、サイバーセキュリティお助け隊サービス制度等の活用支援に重点的に取り組む。

(1-3)政府機関等のセキュリティ対策の支援

- ① 政府機関の要請に基づく独立行政法人等の情報システムの監視を実施する。また、内閣サイバーセキュリティセンターの監督の下、複雑化・巧妙化しているサイバー攻撃に対応するため、最新の技術を用いて監視・分析等の機能強化を図る。
- ② サイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、独立行政法人等の情報セキュリティに関する監査を実施する。また、デジタル庁からの委託により、デジタル庁が整備・運用するシステムの監査を実施する。
 - a. サイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、独法等の情報セキュリティ監査を実施する。
 - b. デジタル庁からの委託により、デジタル庁が整備・運用するシステムの監査を実施する。
- ③ クラウドサービスの安全性評価に係るISMAP制度(ISMAP-UIUを含む)の運営・審査業務を実施し、登録が認められたクラウドサービスのリストを公表する。また、クラウドサービスの安全性評価の枠組みや管理基準等について、最新の技術的動向や海外動向の調査を行う。さらに、制度所管省庁とともに、制度運

営や審査効率化等の改善についての検討を行う。

- ④ 政府調達における「IT製品のセキュリティ評価及び認証制度」の効果的な活用方法を促すために、最新の状況に合わせた「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト(調達要件リスト)」の改訂をはじめとする、必要な情報提供等を行う。

(1-4)国際関係の維持・強化(政府関係機関としての連携強化)

- ① 海外の人材育成を行う機関における施策等について調査を行い、産業サイバーセキュリティセンターが連携強化すべき海外主要機関を見定めていくとともに、当センターの活動について海外への情報発信に取り組む。
- ② 経済産業省及び米欧との協力の下、ASEAN諸国を含めたインド太平洋地域向けの産業制御システムサイバーセキュリティ演習におけるハンズオン演習プログラム等について企画、運営を行う。
- ③ 国内外のセキュリティ関連機関との連携、国際会議や標準化団体への参加等を通じて、セキュリティに関する最新情報の収集や国際標準化を含めた国際整合性の確保等に取り組むとともに、得られた情報について機構が行う事業への反映や情報発信等に活用する。

(2)「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供

(2-1)中小企業の底上げ支援と国民のリテラシー対策

- ① 中小企業が情報セキュリティ対策を身近な課題として捉え、自発的に対策を行う気運を高めるべく、中小企業が関連する様々な団体や制度及び機構内各施策との連携を図りつつ、情報処理安全確保支援士等の専門家も活用し、ガイドライン、自己宣言制度、サイバーセキュリティお助け隊サービス制度等の普及を行う。
 - a. 各地域の支援組織等に対する講師派遣やセミナー支援等を行い、地域でのサイバーセキュリティ対策実施に向けた機運を高める。
 - b. サイバーセキュリティお助け隊サービス制度の運用を着実にを行うとともに、サイバー状況把握の仕組み構築のための同制度の活用について検討を行う。
 - c. 「SECURITY ACTION制度」の運営や受付業務を円滑に実施し、中小企業等のサイバーセキュリティ対策への重要性の認識を高める。また、同制度の利用を推進するため、他の行政機関等が実施する補助事業との連携体制を構築する。
 - d. サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム(SC3)の運営の支援や同団体の活動との連携を行い、中小企業を含むサプライチェーン全体でのセキュリティ強化に向けた取組を推進する。
 - e. 各地域でサイバーセキュリティ対策支援を実施する自治体、県警、団体等との連携体制を構築し、情報の共有やイベント等への出席等を行い、より積極的に協力を行う場合は連携協定等を締結する。また、地域でのサイバーセキュリティ活動を推進するため、各地域のプレゼンターの講師派遣等を行う。
 - f. 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドラインの普及や映像コンテンツの作成等を行い、中小企業や国民一般のサイバーセキュリティ対策についての意識向上を図る。
 - g. 中小企業におけるサイバーセキュリティ対策の現状や、これまでに機構が実施した中小企業向けサイバーセキュリティ対策の効果を把握するための情報収集を行う。
 - h. 機構におけるサイバーセキュリティ支援策を効率的に提供するため、対策支援システムの運用と更改を

行う。

- ② 広く企業及び国民一般にサイバーセキュリティ対策の重要性を知らしめるため、地域で開催されるサイバーセキュリティに関するセミナー等への講師派遣等の支援、セミナーの開催、各種イベントへの出展、セキュリティ教材等の作成、普及啓発資料の配布、啓発サイトの運営等を行う。
 - a. サイバー攻撃等に関する情報の収集・分析や提供・共有に対するフィードバック及び調査結果等をもとに、広く企業及び国民一般に、効果的・効率的にサイバーセキュリティ対策を普及啓発するためのコンテンツを作成するとともに、各種イベントへの参加、講師の派遣等を行い、更なる普及啓発に取り組む。
- ③ 機構が提供する情報などが、必要とされる現場に届き、有効に活用されるようにするため、個々の現場に近い団体等との連携を拡大させるなどにより、情報提供チャンネルの拡大及び連携の強化を図る。
 - a. 関係機関、全国の民間団体等の協力の下、標語、ポスター等の作品制作、学校全体としての取組事例に関するコンクールの実施等により児童・生徒への情報セキュリティの普及啓発、情報モラル向上の啓発に取り組み、さらに作品を活用した情報発信を実施する。

(2-2) 自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供

- ① 「脆弱性関連情報届出受付制度」を引き続き着実に実施するとともに、関係者との連携を図りつつ、脆弱性関連情報を迅速かつ確実に提供する手法を検討する。また、統合的な脆弱性対策情報の提供環境を整備し、開発者、運用者及びエンドユーザに対して、脆弱性対策情報の活用を促す。
 - a. 経済産業省の告示に基づき脆弱性関連情報の届出を受け付け、ウェブサイト運営者への提供や、JPC ERT/CCとの連携のうえ製品開発者(ソフトウェア製品及び組込み機器)へ提供し、四半期毎に届出の受付状況を取り纏め公開する。また特定の組織に対して影響の大きい脆弱性関連情報を優先的に提供する。
 - b. 「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」において脆弱性関連情報を迅速にかつ的確に提供する手法や届出制度の改善策を検討する。
 - c. 「JVN iPedia」(脆弱性対策情報データベース)及び「My JVN」(脆弱性対策情報共有フレームワーク)の運用を引き続き行う。
 - d. 脆弱性情報の自動取得機能やインフラ環境の強化に向け「JVN iPedia」及び「My JVN」の整備を進める。
 - e. 脆弱性対策を促進するための各種ツールや各種サービス及びガイドライン等を提供する。また脆弱性対策を普及・啓発するためにセミナー等を開催するとともに、地域で開催されるセミナーへの講師派遣等の支援を行う。
- ② 最新の脆弱性情報や攻撃・被害情報を収集・分析し、情報共有や注意喚起による危険回避や対策の徹底を図り、サイバーセキュリティ上のリスク低減を促進するとともに、組込み機器等の脆弱性に関する対策の提示等を行う。
 - a. サイバーセキュリティに関わる最新状況等を適宜収集し、必要に応じてタイムリーに注意喚起等による対策情報等を公表する。
 - b. 組込み機器等に対する脆弱性対策のためのガイドラインを提供する。
 - c. 組込み機器等に対する脆弱性対策に関する普及啓発を行う。
- ③ サイバー空間を巡る市場の動向や新技術を活用した環境の変化を的確に捉え、広く情報収集を行い、先進的取組の実態、技術動向や社会動向、利用者・攻撃者の心理等から分析を行い、情報セキュリティ白書

等により必要な情報提供を行うとともに、ガイドラインや支援ツールの普及啓発を図り、各主体の自主的なセキュリティ対策に資する。

- a. 「情報セキュリティ白書2024」を作成する。
- b. 内部不正防止対策の啓発のため、「組織における内部不正防止ガイドライン」の普及を図り、営業秘密官民フォーラムの活動を通して秘密情報の保護を推進するための情報発信を行う。また、企業等における重要情報や営業秘密の保護、情報漏えいに係るインシデント・管理状況・対策等の実態調査・分析を行う。
- c. AI等サイバー空間の新技术を活用した環境の変化、複雑になるサプライチェーンを狙った攻撃や対策の動向について、広く情報収集を行い、分析し、今後想定されるリスクに対する方向性を検討する。
- d. サイバーセキュリティ経営ガイドラインの利活用を促進するため、講演、セミナー等を通して、経営ガイドラインプラクティス集と可視化ツールの普及啓発を図るとともに、プラクティス・ナビを見直し、利用しやすくすることにより、企業や組織のサイバーセキュリティ対策の取組を促進する。

(3) 人材育成の推進とサイバー技術の活用促進

(3-1) 社会インフラ・産業基盤における中核人材育成

- ① 社会インフラ・産業基盤を有する企業・機関において、制御技術(OT)及びITシステムのリスクを認識しつつ、必要なサイバーセキュリティ対策を総合的に判断できる人材を育成するため、中核人材育成プログラム及び短期プログラムを提供する。
- ② ITシステムからOTシステムまでを想定した模擬システム等を中心に、安全性・信頼性の検証や早期復旧に係る演習プログラムのための実践的な演習環境を提供する。併せて、円滑な演習のための最先端の設備を維持するとともに、模擬システム等の拡充を行う。
- ③ サイバーセキュリティ人材育成の強化が必要な分野として、船舶、石油・化学、ガス、自動車・自動車部品、防衛産業など、人材育成プログラムへのプロモーション活動とともに対策について情報発信を行う。
- ④ 中核人材育成プログラム修了者コミュニティ「叶会」に受講者の参画を促し、活動が円滑に推進するよう支援する。大規模イベントを通じて中核人材育成プログラムの受講者及び修了者の成果や取組を広く社会に公表するとともに、日本全国において修了者の講演や記事投稿の機会を創出する。
- ⑤ 情報収集分析環境を活用し、調査分析結果や成果を社会に還元しつつ分析環境の改善及び充実を図る。また、人材育成プログラムの受講者等へサイバーセキュリティに関する最新情報等を提供する。

(3-2) 若年層の優秀なセキュリティ人材の発掘・育成

- ① 学生を対象とした情報セキュリティ人材の発掘・育成のため、セキュリティ・キャンプ全国大会とセキュリティ・ネクストキャンプ、小中学生を対象としたセキュリティ・ジュニアキャンプを開催するとともに、1～2日間の専門講座等の形式でセキュリティ・ミニキャンプ(地方大会)を開催する。
- ② セキュリティ・キャンプ全国大会、セキュリティ・ネクストキャンプ、セキュリティ・ジュニアキャンプ及びセキュリティ・ミニキャンプ(地方大会)において、セキュリティ・キャンプ修了生の中から適切な人材を講師やチューターに登用し、継続的な自己研鑽の場として、また指導者としての経験を深める場としての活用を図る。また、セキュリティ・キャンプ修了生に対する情報セキュリティに関する講演会の開催・修了生の組織化への取組等(セキュリティ・キャンプフォーラムの実施を含む)を行い、サイバーセキュリティ関係者やセキュリティ事業者などとの有機的な繋がりを通じ、セキュリティ人材ネットワークの活性化を図る。

(3-3)IT製品セキュリティの認証と暗号の調査と活用促進

- ① IT機器等のセキュリティの信頼性確保に向け、CCRAIによる監査(VPA)受検や認証業務効率化を通じ、「IT製品のセキュリティ評価及び認証制度(JISEC)」及び「暗号モジュール試験及び認証制度(JCMVP)」の効率的な認証業務を推進する。また、国策レベル案件でのJISEC認証の活用要望に対する体制の在り方について関係機関とともに検討を行い、その結論に基づき、必要な対応を取る。また、「適合性ラベリング制度(仮称)」を新規に創設し、スキームオーナーとして制度運営・適合性評価・ラベル発行業務を行う。また、欧米との相互承認に向けた議論を開始する。
- ② CRYPTREC暗号リストの適切な維持・管理のため、同事務局を引き続き務めるとともに、暗号技術の適切な利用／運用を促進すべく、暗号技術の利用／運用面での現状・動向等の調査及びガイドライン・ガイダンス等による情報提供を行う。

【令和6年度の評価指標】

① 国の安全保障の確保への貢献【基幹目標】

情報の分析・脅威評価を国に提供することや人材育成支援等を通じて、国の安全保障の確保に貢献した度合いについて、関係機関の満足度調査を行い、上位回答を2／3以上とする。併せて、機構による標的型攻撃を中心とした情報の分析・脅威評価の提供を通じて、政府の政策への貢献を目指す。また、重大なサイバーセキュリティインシデントの発生状況に係る参考指標として、大規模サイバー攻撃事態における官邸連絡室が設置された件数を把握する。

② 海外機関との連携の強化

海外主要機関との関係構築を図り、継続的な意見交換を実施する機関数を7機関以上とする。

③ 連携組織との協働による施策の普及拡大

令和6年度において、10以上の自治体・中小企業等の関係団体と連携する。併せて、連携組織との関係を継続し、より深化させていくことがサプライチェーン全体のレジリエンス向上の観点で重要であることから、MOU締結等の関係構築を図り、継続的な情報提供等を行う。

④ 社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティリスクに対する取組促進

第5期中核人材育成プログラム以降の修了者の活動数について、360件以上とする。(修了者の所属企業での取組件数に加え、社外でのセミナー、カンファレンスでの講演、業界紙等への寄稿、人材育成プログラム等の支援など、社会のサイバーセキュリティ向上に貢献する取組をカウントする。)

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

【令和6年度における重要な取組】

機構の人材強化を最優先としつつ、政府方針等を踏まえ、人員・予算等を最適化するとともに、持続可能な体制を目指した組織ガバナンスの仕組みを充実させる。

また、各業務に応じた複線型キャリアパス等の人事制度の検討や外部リソースの活用を含む人事業務の見直し、効果的かつ効率的な予算執行のため新財務会計システムの本格導入を実施する。

さらに、業務の高度化に向けて機構内のAI・データの利活用を促進するとともに、災害やセキュリティインシデントに対して強靱なIT基盤の整備を進める等、ITガバナンスの向上を図る。

1. 機動的・効率的な組織・業務の運営及び人材確保等

(1) 機動的・効率的な組織・業務の運営

- ① 第五期中期目標期間において、機構のミッションを有効かつ効果的に果たすため、理事長等のリーダーシップの下、機構の各事業について、業務運営の不断の見直しを行い、リソースを適切に配分する。
業務運営の見直しに当たっては、前年度の機構内部における自己評価結果に加え、主務大臣による評価結果やその過程で得られた外部有識者からの意見・助言等、第三者からの客観的な評価・意見等を踏まえ、必要に応じて既存事業の改廃や新規事業の開始、組織体制の変更も検討する。
- ② 事業の実施に際しては、令和6年度計画における各目標の達成や各措置の適切な実施を常に意識して業務を遂行する。上期終了時点などにおいて、各措置の進捗状況や課題(前年度の自己評価や主務大臣の評価等により抽出された課題等を含む)の把握、方針の検討、必要な対応を行う等のPDCAを実施する。
- ③ 機構全体に関係する重要課題や業務運営の進め方について、各部・センターの統括部門である企画グループの代表者で構成される戦略企画委員会をはじめとする会議において、全体の視点から議論・検討を行い、組織横断的な課題に適切に対応する。
また、機構が行う事業について、関係する部署間での情報共有や共通する課題の検討を行い、部門間の連携、縦割りの排除、事業の相乗効果発揮等を促進する。
これらの取組により、機構全体としての業務運営の最適効率化を図る。
- ④ 機構の業務を機動的・効率的に運営するため、令和6年度計画に基づき実施する事業に関する計画(事業計画)、令和6年度に実施する情報システムの整備に関する計画(情報システム全体計画)及び人材確保に関する計画(人事計画)を策定し、これらの計画に基づいた事業等が適切に実施されているかなど進捗状況を定期的に確認し、改善につなげていく。
また、調達プロセスについては、財務課題に関する検討会等の場を活用して、国や他の独立行政法人のベストプラクティス、機構内の業務実態や改善ニーズに関する調査から得られた結果を踏まえ、効率的な業務執行のために必要な措置について、例えば、目標値の設定や施策の構築等を念頭に、包括的に議論を行い、マニュアル類の修正や職員研修等を含めて、随時に見直しを図ることで、継続的な改善活動を推進する。
- ⑤ 機構のDXに関する取組を組織横断的にけん引・支援する組織体制の構築等の施策を通じ、令和6年度においては、DX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコア2.2を目指す。

- a. 挑戦を促し失敗に学ぶプロセスの設計、KPI設定、プロジェクト評価、人事評価、予算配分及び外部組織連携等についての仕組み並びにこれらの仕組みの実行・改善を担う組織の設置に向けた準備及び人員配置の検討を実施する。
- b. デジタル人材の育成・確保目標の設定、育成・確保計画の立案、人員配置の検討を実施する。
- c. 業務改革を組織的、継続的に推進するための体制整備を行い、業務改革の進め方について機構内部に周知する。また、業務の標準化及び情報の一元化に向けて、業務の可視化、業務フローの見直し及び業務に関するデータ構造の可視化を実施する。

(2)人材確保等

- ① 組織への専門性の蓄積及び安定的な業務遂行体制確保の観点から、期待する役割等に応じた適切な属性（プロパー・嘱託・出向等）を考慮した上で、質の高い人材の量的確保に向け、民間求人サイトの活用など、より効果的な採用手法の導入や、採用時期の適正化（機動的な採用プロセス、計画的な経験者採用）、都市部に偏らないプロモーション活動など、採用活動の強化を図り、組織全体としての最適効率を目指す。
- ② 機構の「働き方改革」について、働きやすさを促進するデジタル環境を整備し、デジタルコミュニケーションツール等の選定及びサテライトオフィスにおける実地検証を実施する。
- ③ 複線型キャリアパスに基づく職種の構築・導入に向け、他組織の事例も参考にしつつ、給与体系を含む制度設計を実施し、移行措置も講じたうえで令和7年度に新制度を導入する。

また、職員の中長期的な育成を図るため、研修実施計画を策定し、同計画に基づく階層別研修、職員全般に必要とされる知識や行動を習得するための基本研修、職員のニーズ等を踏まえた目的別・テーマ別研修等を実施する。職員の幅広い知見の蓄積を目的とした1hセミナーの開催機会拡大、キャリアパスに応じた知識・スキルを手軽に学習できるリスクリブラリ研修の本格導入、デジタルリテラシー研修（iパス等受験料補助）の拡大検討など、研修制度の充実を図るとともに、研修の受講履歴をタレントマネジメントシステムで管理し、履歴情報を研修の企画等に活用する。

- ④ タレントマネジメントシステムを継続活用し、職員の保有スキルや業務経験等の人材情報基盤の整備、可視化を図るとともに、職員の能力発揮、組織のパフォーマンス向上を図るための戦略的な人材配置・育成等に取り組む。また、事業計画上の重点事項の業績評価への反映をはじめ、業務内容やチャレンジングな取組、職責等に応じた業績や能力発揮状況が適切に評価できるよう業績／能力評価制度の見直しを行い、その結果に基づく処遇とする。
- ⑤ 機構が行う専門性・特殊性の高い業務を遂行する人材を確保するため、成功報酬型人材採用サービスの活用を含め、市場競争の中でも優秀な人材を確保できる採用方法・雇用形態・処遇・評価制度等の検討を行い、適宜人事制度の見直しを図り、令和7年度より導入することを目指す。

また、例えば給与事務BPOなど、人事業務・プロセスの見直し・改善を図っていく。

さらに、機構全体の給与水準について、国家公務員及び機構と就職希望者が競合する業務に属する民間事業者等との比較等により、業務内容等に応じた適正なものとなっているかの検証を行い、高度人材確保のために特定任期付職員に関する規程等の給与水準を見直すなど、令和7年度に導入する人事制度を検討するとともに、検証結果や取組状況を公表する。

- ⑥ 業務内容の拡大に対応し、出向元組織からの受入れの効率化や採用チャネルの拡大に努め、多様かつ時宜を得た外部人材の確保を図る。

2. 業務経費等の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、新規に追加されるもの、拡充分及び特別事業費を除き、一般管理費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について前年度比3%以上、業務経費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について前年度比1%以上の効率化を行う。

3. 調達効率化・合理化

- (1) 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）」を踏まえ、引き続き、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

調達等合理化計画に基づき、契約の適正化を推進することとし、財務部内に設置した契約相談窓口による事前確認により、事業の目的に合致した入札・契約方法の選択及び手続の適正化を推進し、やむを得ない案件を除き、一般競争入札等（競争入札、企画競争及び公募をいう。）により調達を行うとともに、これら契約状況を適時適切に公開する。また、事前確認の際、予算額の考え方等について聞き取り・助言を行う。

結果として、一者応札・一者応募となった場合には事後調査を行い、問題点を把握し、今後の調達において改善に努める。

- (2) 入札・契約の実施方法及び一者応札・一者応募となった契約案件並びに過去の一者応札案件の改善状況について、契約監視委員会を2回以上開催して、委員の点検を受ける。また、入札・契約の適正な実施について、監事等の監査を受ける。

4. IPA－DXの推進等を通じた業務運営の効率化

- (1) デジタル技術の円滑な導入を可能とするため、事業運営方針と情報システム化計画との整合を図り、ITガバナンス整備及びプログラム管理を実施する。

- ① PMO (Portfolio Management Office) によるITポートフォリオ管理を通じて、経営資源の最適化に向けた施策を立案する。
- ② PMOにより、「情報システム全体計画」のモニタリング、情報システムの企画及び審議等のプロセスを通じて、PJMO (ProJect Management Office) への実務的支援、情報システムの投資対効果の精査を実施する。

- (2) 機構の事業継続性向上及び業務の安定稼働のための環境整備を目的とした情報システム構築やサービス等の検討・導入を進める。政府の「クラウド・バイ・デフォルト原則」に沿って、機構が新規事業開始や既存システムのリプレースに当たってクラウド上に早期に情報システムを構築できる環境を目指し、「IPAクラウド」の要件を確定し、令和8年度の正式稼働に向けた設計を開始する。

- ① プライベートクラウドのセキュリティ環境や仮想環境を整備し、災害や今後の本部移転に備え、各事業を実施している情報システムの移設を行う。
- ② パブリッククラウドの利用を促進するために、機構内情報システムの移行計画を立案する。
- ③ 将来の「IPAクラウド」環境でのゼロトラストセキュリティ実現について要件定義を行う。

- (3) 機構業務のデジタルトランスフォーメーション（「IPA－DX」）について、国民へのサービス向上の観点及び日本政府の政策立案機能強化の観点から、情報システムの利用者に対する利便性の向上（操作性、機能性等の改善を含む。）や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組むなど、デジタル技術を活用し

た施策を実施する。

- ① 利用者の利便性向上・ニーズ把握を目的とした機構横断的な統合IDシステム(IPA-ID)の実現に向け、適用事業を1つ定めて、IPA-IDを活用したマーケティングオートメーション(MA)の要件定義(「IPAクラウド」上での実装方法を含む)を確定し、実装に着手する。
 - ② AI及び大規模データに基づく調査活動の自動分析・評価システムについて、生成AI等を活用した分析方法を確立し、支援体制を構築するとともに機構の事業または業務に適用する。
 - ③ 機構内のDXカルチャーの醸成を図るため、職員向けDX関連研修の支援、DXコンテストの企画、DX意識調査等を実施する。
- (4) 「IPA-DX」について、内部の業務改革推進の観点から、情報システムの利用者に対する利便性の向上(操作性、機能性等の改善を含む。)や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組むなど、職員のニーズを踏まえた上で、デジタル技術を活用した施策を実施する。
- ① RPAやノーコード開発ツール等の安定稼働を通じて、機構の業務改革及び業務効率化を推進する。
 - ② 業務効率と導入コスト適正化、個別導入の手間の削減、利用ノウハウの共有を目的に、機構標準とするSaaSを検討する。
 - ③ 役職員の情報へのアクセス効率向上を目的とし、情報の保存ルールの整備並びにIPAポータルサイトの構造の整理及びコンテンツの整理を実施する。加えて、エンゲージメントプラットフォームとの連携を実施する。
 - ④ 機構内の業務プロセスの統廃合をはじめとした業務改革を推進する。特に、管理部門に係る業務のモデル化を行い、そのモデルに沿った業務アプリケーション開発を実施する。
- (5) 効効果的かつ効率的な予算執行を図るべく、管理会計の観点から、より精度の高い予算管理を行うとともに、迅速な経営判断の実現に資するITツールの導入を実施する。
- (6) DX推進指標に基づき、組織・制度等を含む事業運営基盤の見直し、ITガバナンスの構築を実施する。
- (7) 令和5年度から進めている「ワークプレイス最適化」に関する調査を実施し、事業に係る拠点機能を整理することで、業務の効率化に向けた勤務環境について検討等を行うとともに、生産性向上のため、サテライトオフィスを運営し、利活用を促進する。

また、ICTも活用した業務効率化の観点から、法人文書については、実態に即した適切な管理に加え、法人文書管理システムの効率的な運営を行う。クラウド型電子契約サービスについては、法令との関係で電子契約ができない契約類型を除いて、原則機構内の契約案件への適用を検討し各部門への利用展開をさらに推進することで効果的な業務運営を目指す。その他、機構内ペーパーレス化を促進し、令和6年度中に事業部門の文書についても電子化を進める。

さらに、新しい働き方の確立や業務効率の改善を図るべく、タブレット形式のIT機器を業務で必要とする職員に配布する。

そして、役職員等の作業を円滑かつ安全に行うことができるよう、共通基盤システム及び基幹業務システムの運用管理・維持管理業務を確実に遂行する。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 運営費交付金の適切な執行管理

- (1) 運営費交付金を充当して行う事業については、その必要性等に応じた財源の最適配分(人員、予算等)を行うとともに、事業計画等に基づいて、適切かつ効率的に執行する。
- (2) 「独立行政法人会計基準」等に基づき、業務達成基準を原則とし、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理することで、予算執行管理を適切に行う。
なお、足下の予算の執行状況については、事業計画や契約の進捗や実績などを通じて常に把握し、定期的に役員会に報告するとともに、予算と実績の乖離が見込まれる場合には、その要因を厳格に分析し、速やかに適正化を図るなど予算管理に反映させる。
- (3) 機構の財務内容等の透明性を確保する観点から、決算情報の公表の充実等を図る。

2. 自己収入の拡大

公的取組には無償で参加しつつ、更なる自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、経費を勘案して、適切に受益者負担の拡充を図るとともに、例えば、社会インフラ・産業基盤における高度なセキュリティ人材を育成する中核人材育成プログラムの受講者の拡大、サイバー攻撃被害への初動対応支援に関して、大規模な被害が懸念されるために政府機関から要請がある場合や支援先組織のニーズ・意向がある場合における有償での対応、機構が運営するマナビDXにおける講座掲載料や広告掲載料の徴収等を通じた更なる自己収入の拡大に向けた検討を行う。なお、未踏事業については、当該事業の目的が損なわれない自己収入策(未踏事業終了生等からの寄付金の募集等)を検討する。

3. 試験勘定の採算性の確保

情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の持続的な運営を可能とするため、産業界・教育界(大学、高等専門学校、高等学校など)等に対する試験の周知を図るなどITパスポート試験等の応募者の増加に資する取組を実施するとともに、高度試験等の見直し等による支出削減や業務見直しに努め、事務の活性化・効率化及び収支の改善を図るものとする。

4. 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)

- (1) 地域事業出資業務については、令和4年度決算額と比較して、令和6年度末までに関係会社株式評価差額金の増加及び経常収益合計の額で1億円以上確保する。
そのために、地域ソフトウェアセンターの経営状況について、中間決算及び年度決算見込等の資料提出を求めることにより的確に把握し、また、様々な機会を捉えて経営者との情報交換を密に行うことにより指導・助言等を積極的に行い、センターの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。
- (2) 以下の基準に該当するものは、他の出資者等との連携の下に、抜本的な改善策について協議を進め、当該期間中に解散に向けた取組を促すものとする。
 - ① 経営改善を行っても、繰越欠損金が増加(3期連続を目安)又は増加する可能性が高い場合
 - ② 主要株主である地方自治体・地元産業界からの支援が得られない場合

5. 金融業務(債務保証管理業務)の適切な管理

保証債務の残余管理については、保証先の決算書の徴求等を適宜行うとともに、金融機関とも連携して債権の保全を図る等適切に実施する。

IV. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算(別紙参照)

総表(別紙1-1)

事業化勘定(別紙1-2)

試験勘定(別紙1-3)

一般勘定(別紙1-4)

地域事業出資業務勘定(別紙1-5)

2. 収支計画(別紙参照)

総表(別紙2-1)

事業化勘定(別紙2-2)

試験勘定(別紙2-3)

一般勘定(別紙2-4)

地域事業出資業務勘定(別紙2-5)

3. 資金計画(別紙参照)

総表(別紙3-1)

事業化勘定(別紙3-2)

試験勘定(別紙3-3)

一般勘定(別紙3-4)

地域事業出資業務勘定(別紙3-5)

V. 短期借入金の限度額

運営費交付金及び業務運営に係る資金などの遅延による暫定立替え、その他予見の難しい事象の発生等により資金不足が生じた場合、短期借入金限度額(30億円)の範囲内での借入を行う。

VI. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

VII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

VIII. 剰余金の使途

剰余金が発生したときは、機構のパフォーマンス向上のため、業務の推進及び拡充、広報活動の充実、職員の研修の充実、施設・設備の整備に係る経費に充てる。

IX. その他業務運営に関する重要事項

1. Society5. 0の実現に向けた、デジタルエコシステムの創出

デジタル社会を形成する多様なプレイヤーが連携し活躍することで経済発展する姿であるデジタルエコシステムを実現するためには、機構が中核組織となり、産学官の連携の下、テクノロジーや制度面を含む社会基盤としてのデジタル基盤を整備し、また、アーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進、デジタル人材の育成推進及びサイバーセキュリティの確保に対応する専門的な人材などの集まりである「IPAコミュニティ」を形成していくことが必要であり、これに向けて、機構の各事業を一体的に進めていく。

具体的には、各事業を一体的に実施する組織体制を整備するとともに、役員と各部門長が、機構に求められる機能やサービスの高度化に向けた業務の方向性や業務運営体制等について議論・共有を行い、共通認識をもって一体的に事業を進めていく。これを踏まえ、各事業を更に高度化して取り組むとともに、戦略的な調査・広報の推進などにより機構を取り巻く人・組織をつないでいくことで、デジタルエコシステムの創出に貢献する。

2. 内部統制の充実・強化

- (1) 例年と同様、リスク調査、コンプライアンスに係る取組を踏まえ、適宜コンプライアンスに係る研修を実施するなど、令和6年度以降の継続的活動を計画し、引き続き内部統制活動の定着を図る。特にリスクマネジメントについて、顕在化したリスク発生事象の共有を継続して行うことで職員の意識を高めてリスク軽減に向けた取組を行うとともに、例えば定型的な事業は業務フロー等を整備するなど効果的なモニタリングが実施されるための取組を行い、PDCAサイクルの定着を目指す。
- (2) 令和5年7月に改正した首都直下震災に係る事業継続計画(BCP)及び新型インフルエンザ等に係る事業継続計画(BCP)について、機構内の周知や訓練、継続的な見直しによって、リスク管理に関して実効性のある適切な対応が可能となる組織作りを行う。
- (3) 内部統制活動の一環として、引き続き内部(外部)通報やハラスメント等に係る環境整備を図り、機構内の周知や定期的な教育によって、内部統制に関して実効性のある適切な対応が可能となる組織作りを行う。
- (4) 機構の業務について、監査法人による外部監査のほかに、監事監査の補助及び内部監査部による内部監査を実施する。具体的には、監事監査については、令和6年度「監事監査計画」に基づく監査等を補助する。また、内部監査については、令和6年度「内部監査計画」に基づく業務監査等を実施し、監査結果を業務にフィードバックする。

その他、昨年度の監査結果に対するフォローアップを併せて行い、課題の解決に対する組織的な取組を

促進させる。

3. 機構における情報管理及び情報セキュリティの確保

- (1) 機構が保有する個人情報や法人文書の開示請求等に対して、法律に基づき適切な対応を行う。また、機構が保有する個人情報や法人文書に関して、定期的な点検や登録、廃棄などを適切に行う。
- (2) 高度サイバー攻撃などによる外部からの侵入の試みや、感染による機密情報の流出などを予防・防止するための環境設定・運用監視を行う。また、「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、教育・訓練・自己点検等の人的対策を実施することにより、機構の情報セキュリティの維持・向上に努めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部が定める「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改定（令和5年度版）に基づき、情報セキュリティ関連規程等の整備を引き続き行う。

4. 戦略的な調査・広報の推進

【令和6年度における重要な取組】

- ① デジタルエコシステム創出の取組に資するため、令和6年度においては、国内外の最新のデジタル化の実態、デジタルエコシステムの動向及びその創出に資するデジタル政策等に関する調査分析を重点的に実施する。
- ② デジタルツールを活用し、ユーザのニーズに合わせてタイムリーにコンテンツを作成・発信できる体制の整備、公式ウェブサイトの改善及び機能追加の継続実施、職員エンゲージメント向上のためのミッション・ビジョン・バリュー(MVV)の更なる職員への浸透等を重点的に実施する。

(1)ITに関する調査分析

(1-1)ITに関する調査の戦略調査分析、定点調査の実施

- ① 施策立案支援、事業企画支援の観点から、戦略調査機能として組織横断的なテーマを中心に、ITに関する業界動向、各国デジタル政策動向の調査分析を実施する。
- ② 施策立案支援・評価のためのモニタリング的観点から、定点調査機能として、施策推進、事業推進の観点から重要である調査項目の定点調査分析を実施する。
- ③ 上記①及び②の機能、事業実施のための基盤となる調査分析基盤を整備する。

(1-2)戦略的な情報発信の実施

上記(1-1)の調査分析結果等をもとに調査報告書を作成するとともに、戦略的な情報発信の内容・方法（政策提言、白書等の発信形態）を検討し、効果的な情報発信（アピール性の高い報告書、セミナー等）を行う。

(2)戦略的な広報の推進

- ① 機構が実施する事業の内容及び成果を国民にタイムリーに広報するために、デジタルツールを活用してユーザのニーズに即したコンテンツをタイムリーに発信できるようにする体制を整える。
また、作成したコンテンツをオウンドメディアや広告等で活用し、その結果を分析することで、将来のコンテンツ作成や広報戦略立案に役立てる。
さらに、職員向けエンゲージメントプラットフォームの活用により、第五期中期計画開始時に作成したMV

Vの職員へのさらなる浸透を図るとともに、機構内の情報共有や組織を横断した連携を促進させる。

- ② 公式ウェブサイトにおける提供情報やサービスに係る利便性向上のため、機能改善及びウェブアクセシビリティ向上のための施策を進める。
- ③ 公式ウェブサイト、広報誌「IPA NEWS」等のオウンドメディアにおけるコンテンツを充実させ、動画共有サイト、SNS等のチャネルを引き続き有効活用し、効果的な情報発信を行うことで、令和6年度におけるウェブ媒体での記事掲載件数を2,500件以上とする。

5. 人材の確保・育成に係る方針

デジタルエコシステムの創出を実現する上で必要となる専門性を有し、業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の確保・育成に係る方針について、「Ⅱ. 1. (2) 人材確保等」の内容を盛り込みつつ策定し、取組を行う。

X. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

なし

2. 人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)

人材の確保・育成については、「Ⅱ. 1. (2) 人材確保等」及び「Ⅸ. 5. 人材の確保・育成に係る方針」を踏まえ実施する。

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

4. 積立金の処分に関する事項

前中期目標期間の最終事業年度における積立金残高のうち、主務大臣の承認を受けた金額については、情報処理促進法第51条に規定する業務の財源に充てる。

別 紙

別紙1 予算

別紙1－1

予算(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
運営費交付金	19,264
国庫補助金	68
受託収入	211
業務収入	9,898
その他収入	18
計	29,460
支 出	
業務経費	26,477
受託経費	211
一般管理費	3,290
計	29,978

[人件費の見積り]

令和6年度には4,341百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙1－2

予算(事業化勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
その他収入	0
計	0
支 出	—
計	—

別紙1－3

予算(試験勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
業務収入	5, 837
その他収入	4
計	5, 841
支 出	
業務経費	5, 486
一般管理費	192
計	5, 678

[人件費の見積り]

令和6年度には533百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

別紙1-4

予算(一般勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	デジタル基盤	デジタル人材育成	サイバーセキュリティ
収 入			
運営費交付金	3, 280	2, 666	10, 220
国庫補助金	—	—	68
受託収入	—	—	211
業務収入	2	—	4, 058
その他収入	—	—	—
計	3, 283	2, 666	14, 557
支 出			
業務経費	3, 420	2, 736	14, 831
受託経費	—	—	211
一般管理費	—	—	—
計	3, 420	2, 736	15, 042
区 別	債務保証業務	法人共通	合 計
収 入			
運営費交付金	—	3, 098	19, 264
国庫補助金	—	—	68
受託収入	—	—	211
業務収入	1	—	4, 061
その他収入	9	—	9
計	9	3, 098	23, 613
支 出			
業務経費	4	—	20, 990
受託経費	—	—	211
一般管理費	—	3, 098	3, 098
計	4	3, 098	24, 300

[人件費の見積り]

令和6年度には3, 808百万円(デジタル基盤849百万円、デジタル人材育成221百万円、サイバーセキュリティ1, 609百万円、法人共通1, 128百万円)を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

別紙1－5

予算(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
その他収入	5
計	5
支 出	—
計	—

別紙2 収支計画

別紙2－1

収支計画(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	31,346
業務費用	25,785
受託経費	211
一般管理費	3,290
減価償却費	2,060
収益の部	
経常収益	30,581
運営費交付金収益	19,264
補助金収益	68
受託収入	211
業務収入	9,898
その他収入	13
資産見返負債戻入	1,121
財務収益	5
純利益(△純損失)	△ 765
前中期目標期間繰越積立金取崩額	872
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	106

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙2-2

収支計画(事業化勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	—
収益の部	
経常収益	0
財務収益	0
純利益(△純損失)	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	0

別紙2－3

収支計画(試験勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	5,747
業務費用	5,486
一般管理費	192
減価償却費	69
収益の部	
経常収益	5,843
業務収入	5,837
その他収入	4
資産見返負債戻入	1
財務収益	—
純利益(△純損失)	96
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	96

別紙2-4

収支計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	デジタル基盤	デジタル人材育成	サイバーセキュリティ
費用の部			
経常費用	3,359	2,668	16,402
業務費用	3,283	2,666	14,346
受託経費	—	—	211
一般管理費	—	—	—
減価償却費	76	2	1,845
収益の部			
経常収益	3,359	2,668	15,530
運営費交付金収益	3,280	2,666	10,220
補助金収益	—	—	68
受託収入	—	—	211
業務収入	2	—	4,058
その他収入	—	—	—
資産見返負債戻入	76	2	973
財務収益	—	—	—
純利益(△純損失)	—	—	△ 872
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	872
目的積立金取崩額	—	—	—
総利益(△総損失)	—	—	—
区 別	債務保証業務	法人共通	合 計
費用の部			
経常費用	4	3,167	25,600
業務費用	4	—	20,299
受託経費	—	—	211
一般管理費	—	3,098	3,098
減価償却費	—	69	1,992
収益の部			
経常収益	9	3,167	24,733
運営費交付金収益	—	3,098	19,264
補助金収益	—	—	68
受託収入	—	—	211
業務収入	1	—	4,061
その他収入	9	—	9
資産見返負債戻入	—	69	1,120
財務収益	—	—	—
純利益(△純損失)	6	—	△ 866
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	872
目的積立金取崩額	—	—	—
総利益(△総損失)	6	—	6

収支計画(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	—
収益の部	
経常収益	5
その他収入	—
財務収益	5
純利益(△純損失)	5
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	5

別紙3 資金計画

別紙3－1

資金計画(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	35,033
業務活動による支出	29,621
投資活動による支出	692
翌年度への繰越	4,720
資金収入	35,033
業務活動による収入	29,460
運営費交付金による収入	19,264
国庫補助金による収入	68
受託収入	211
業務収入	9,898
その他収入	18
投資活動による収入	—
当年度期首資金残高	5,574

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙3-2

資金計画(事業化勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	1
翌年度への繰越	1
資金収入	1
業務活動による収入	0
その他収入	0
当年度期首資金残高	1

別紙3－3

資金計画(試験勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	6, 897
業務活動による支出	5, 678
翌年度への繰越	1, 219
資金収入	6, 897
業務活動による収入	5, 841
業務収入	5, 837
その他収入	4
当年度期首資金残高	1, 056

別紙3-4

資金計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	デジタル基盤	デジタル人材育成	サイバーセキュリティ
資金支出	3,796	2,967	17,685
業務活動による支出	3,283	2,666	14,557
投資活動による支出	137	70	485
翌年度への繰越	376	231	2,643
資金収入	3,796	2,967	17,685
業務活動による収入	3,283	2,666	14,557
運営費交付金による収入	3,280	2,666	10,220
国庫補助金による収入	—	—	68
受託収入	—	—	211
業務収入	2	—	4,058
その他収入	—	—	—
投資活動による収入	—	—	—
当年度期首資金残高	513	301	3,128
区 別	債務保証業務	法人共通	合 計
資金支出	228	3,098	27,775
業務活動による支出	4	3,098	23,608
投資活動による支出	—	—	692
翌年度への繰越	225	—	3,475
資金収入	228	3,098	27,775
業務活動による収入	9	3,098	23,613
運営費交付金による収入	—	3,098	19,264
国庫補助金による収入	—	—	68
受託収入	—	—	211
業務収入	1	—	4,061
その他収入	9	—	9
投資活動による収入	—	—	—
当年度期首資金残高	219	—	4,162

別紙3－5

資金計画(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	360
業務活動による支出	335
翌年度への繰越	25
資金収入	360
業務活動による収入	5
その他収入	5
当年度期首資金残高	355